（別添２）

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第6項に規定する当事業所の「特別管理産業廃棄物管理責任者」及び同法施行規則第8条の17に規定する「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格については次のとおりです。

１ 特別管理産業廃棄物管理責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 所属 |  |
| 職名・氏名 |  |
| 電話番号 |  |

２ 資格の区分

次のうち、該当するものに〇をしてください。

* + 次の資格区分に該当する場合は、卒業証明書（大学、短期大学、高等学校等が発行）及び職歴証明書（事業者の証明）を添付してください。

ただし、「キ」の場合は、職歴証明書のみを添付してください。

ア 大学（旧制大学を含む。）の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧制大学の土木工学を含む。）若しくは化学工学の科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り

イ 大学（旧制大学を含む。）の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程を卒業した後、3年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り

ウ 短期大学、高等専門学校（旧専門学校を含む。）の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校の土木工学を含む。）若しくは化学工学の科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り

エ 短期大学、高等専門学校（旧専門学校を含む。）の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程を卒業した後、5年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り

カ 高等学校若しくは中等教育学校（旧中等学校を含む。）の土木科、科学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り

キ 高等学校若しくは中等教育学校（旧中等学校を含む。）の理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り

ク 10年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り

* + 次の資格区分に該当する場合は、講習会修了証のコピーを添付してください。

ア 平成12年度まで行われていた「厚生（環境）大臣認定　特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」を受講し修了

イ 平成13年度5月から行われている「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し修了